

建築物衛生法施行規則の一部改正

厚生労働省



平成 21 年 3 月 30 日付けで、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）施行規則の一部を改正する省令が発表されました。この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行されます。

この改正を受け、地下水及び水道水又は専用水道から供給を受ける水以外を水源の一部又は全部使用している場合に必要となる検査（1 回/3 年）は、以下の 7 項目となります。

- ・四塩化炭素
- ・シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン
- ・ジクロロメタン
- ・テトラクロロエチレン
- ・トリクロロエチレン
- ・ベンゼン
- ・フェノール類

また、有機物（全有機炭素（TOC）の量）の基準値も 3mg/l へと変更になります。

当社は、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査業として登録がある他、水道法第 20 条に基づく水質検査機関として、厚生労働大臣登録を受けています。水質検査のことは当社へご相談下さい。

資料 2009 年 3 月 30 日 官報

品質検査箇所 貝森繁基